

2017年6月30日

株式会社大友 行動計画 (第3回)

労働者がより子育てに関われるよう、以下のような対策を行う

1. 計画期間 2017年7月1日～2022年6月30日

2. 内 容 子育てを始める労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための法、制度等の周知、相互理解を行う。

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対 策>

- 2017年7月～ 法に基づき諸制度の調査
- 2017年10月～ 管理職に向けた法制度の説明、教育
- 2018年1月～ 制度に関する案内を配布し、管理職社員と共に周知、理解を深めていく